

3/11
旗

シリーズ そもそも

国保制度 ③

自治体が保険者になつてい

る国民健康保険(自治体国保)は昨年4月から、「都道府県単位化」に移行しました。

これは、自治体国保の保険者はこれまで市町村だけでし
たが、新たに都道府県も保険者に加えて、都道府県に財政運営に責任を負わせて、市町村の国保事業をコントロールさせようというものです。

「赤字解消」の名で

その「都道府県単位化」の狙いの一つが、「赤字解消」の名で、市町村が行つている一般会計から國保特別会計へ「法定外繰り入れ」を解消

あることにあります。

市町村は、国保事業の財源として「国保特別会計」を、その他の多くの事業の財源として「一般会計」を設けています。

国保特別会計には、一般会計から、市町村の自主的な判断で実施している法令に定めのない「法定外繰り入れ」が行われています。

国が、「法定外繰り入れ」のうち、「計画的に削減・解消すべき赤字」としているものに

競わせて、23年度末までに、この国保料負担の緩和・軽減を行っています。

国は、都道府県や市町村を

は、「法定外繰り入れ」の解消のためなどの費用です。(図)

保険料負担は限界

は、加入者の国保料負担の緩和・軽減、任意給付のための費用があります。厚生労働省によると、「計画的に削減・解消すべき赤字」(2015年度決算)

のものでも、国保料負担の緩和・軽減のために、低所得者が多いのに、保険料負担は一番重くなっています。

市町村が、厳しい財政状況のもとでも、国保料負担の緩和・軽減のため、「法定外繰り入れ」の解消は、国保料の大幅な引き上げをまぬく危険を高め、滞納世帯や保険証を持たない無保険者の増大に拍車をかけるだけです。

国がやるべきことは、公費負担を増やして、国保料の引き下げを行い、市町村の負担軽減の努力を支援することです。

（随時掲載）



厚生労働省資料をもとに作成

国保料大幅増の危険

法定外繰り入れ解消

3月11日旗

国が「計画的に削減・解消すべき」とした法定外繰り入れ(2015年度決算)

過年度の赤字によるもの
182億円 6.0%

決算補填目的のもの
293億円 9.6%

任意給付費に充てるため
11億円 0.4%

地方単独の国保料の軽減額
51億円 1.7%

1回目=1月6日付、2回目=8日付、3回目=10日付、4回目=23日付、5回目=30日付、6回目=2月11日付、7回目=22日付